

1 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会報告書（たたき台）

2 第1 はじめに（略）

3 第2 本法第3条第1項による委任事項（業務委託をした場合に明示しなければならない事項）

4 1 総論

5 ○ 業界団体等からのヒアリング：

- 6 ・ できるだけ簡素なものとするべき（主に発注者側の立場）。
- 7 ・ できるだけ充実させたものとするべき（主に受注者側の立場）。
- 8 ・ フリーランスが発注者側となることや明示事項が細かく規定されれば発注者側に有利な契約条件が増えかねないことにも留意が必要。
- 9 ・ 中小・小規模事業者負担となりフリーランスに対する発注控えが懸念されるため明示事項を限定してほしい。
- 10 ・ 本法と下請法等とで整合的なもの・同内容のものとなれば現場の混乱を抑えられる、分かりやすいなどの理由から、下請法の書面交付義務における書面に記載すべき事項や業法・業界の慣行と揃える又はその範囲内のものとするべき。

11 ○ 論点

- 12 → 本法第3条は、業務委託をする際に当該業務委託契約の内容を明示させることによって、発注者とフリーランスとの間のトラブルを未然に防止する趣旨で規定されたものであるところ、
- 13 下請法においても、同様に、トラブルの未然防止の観点から、発注時の取引条件等を記載した書面の交付を義務付けている。そのため、少なくとも下請法第3条の書面の記載事項とされている項目については、本法においても明示事項とすることが適当ではないか。
- 14 → ただし、原材料等を有償支給する場合の、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法については、本法では有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（下請法第4条第2項第1号）が規定されていないことから、明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられないのではないか。

15 2 業務委託事業者及び特定受託事業者の名称

16 ○ 本検討会での意見：

- 17 ・ 何らかの名称そのものを明示事項とすることについては異論はなかった。
- 18 ・ 明示事項とする名称の具体的な内容について以下のとおり意見があった。
 - 19 ① 実際の氏名等は紛争が生じた際に必要となるため明示事項とすべき
 - 20 ② フリーランスに係る取引は実際の氏名等を開示しない形での取引が非常に多く、実際の氏名等を明示事項とすべきでない、トラブル防止に必要な事項と紛争解決に必要な事項は分けて考えるべき

21 ○ 論点

- 22 → フリーランスに係る取引においては実際の氏名等を用いない取引も一定程度あるという実態を踏まえると、フリーランスに係る取引の機会に影響が及ぶことも考えられるため、実際の

1 氏名等までも明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられないのではないか。

2 → 下請法においても、親事業者及び下請事業者双方の名称等について明示事項として義務付
3 けつつ、商号等も許容されていることを考慮すれば、下請法3条規則¹における親事業者及び
4 下請事業者の名称に関する事項と同様に、業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、名称又
5 は番号、記号等であって業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるものを明示事項と
6 することが考えられるのではないか。

8 3 知的財産権の帰属

9 ○ 本検討会での意見：

- 10 ・ 知的財産権が発生する取引の多い職種においては明示が望ましい。
- 11 ・ トラブル防止の観点から明示が望ましい。

12 ○ 論点

13 → ①下請法では、「下請事業者の給付の内容」が同法第3条の書面の記載事項となっていると
14 ころ、下請法第3条の書面の記載事項としないまでも、下請事業者の知的財産権が発生する一
15 定の場合には、知的財産権の譲渡・許諾の範囲を「下請事業者の給付の内容」の一部として明
16 記することが必要とされていることや、②令和5年度実態調査²の結果（明示が望ましいとの
17 回答は必ずしも多くない）、③情報成果物等に係る知的財産権の譲渡・許諾等が生じない業種
18 も多く、そのような場合に知的財産権の帰属を重ねて明示事項として義務付けると、かえって
19 混乱を生じさせる要因となりかねないとも考えられることから、知的財産権の帰属について
20 は、必ずしも明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられないのではないか。

21 → 一方で、明示が望ましいとの意見があったことも踏まえ、公正取引委員会においては、

- 22 ① 特定受託事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合
23 には明示事項とする「給付の内容」に含まれることをガイドライン等で明確にするととも
24 に、
- 25 ② 当該知的財産権を無償で譲渡・許諾させられる場合や、当該情報成果物の二次利用につい
26 て特定受託事業者が知的財産権を有するにもかかわらず収益が配分されない場合等におけ
27 る考え方を明らかにすることとしてはどうか。

29 4 納品・検収方法（納品・検収基準）

30 ○ 本検討会での意見：明示しない場合には受領拒否や支払遅延等が発生するおそれがある。

31 ○ 論点

32 → 本法においては、「給付の内容」を明示事項とすることが法定されているところ、「給付の内
33 容」については、その品目、品種、数量、規格、仕様等が明確にされている必要、すなわち、
34 業務委託事業者が業務委託をした際には、フリーランスが業務委託の内容が分かるようにな
35 っている必要があり、この点については下請法においても同様とされている。受領拒否や支払

¹ 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則（平成15年公正取引委員会規則第7号）

² 「フリーランスの業務及び就業環境に関する実態調査（令和5年度）」公正取引委員会・厚生労働省（本検討会第5回
会合資料1参照）

1 遅延等のトラブルを防止するためには、明示事項として義務付けられる「給付の内容」を明確
2 化することで足り、納品・検収方法について重ねて明示事項として義務付けることは、業務委
3 託事業者、すなわち発注者の立場にもなり得るフリーランスに対して発注時に過大な負担を
4 かけることになりかねないため、納品・検収方法について明示事項として義務付けることが必
5 要とまでは考えられないのではないか。

6 → 公正取引委員会においては、業務委託事業者が「給付の内容」を明示する際には、特定受託
7 事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、明確にする必要があるとの考え方を示すこ
8 ととしてはどうか。

10 5 交通費、宿泊費、材料費等の諸経費

11 ○ 令和5年度実態調査：業務遂行上明示することが望ましいとの回答は多かったものの、特定
12 受託事業者が取引先に対して明示を求めると、発注控えや取引が損なわれる懸念があるとの回
13 答も一定程度見られた。

14 ○ 本検討会での意見：

- 15 ・ 報酬から控除される可能性があり負担の有無・その範囲について明示が必要。
- 16 ・ 発注時にはその有無や額が不明な場合もあるため、明示事項として義務付けるのではなく、
17 ガイドライン等を通じてその考え方を示すべき。

18 ○ 論点

19 → 諸経費について明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられないのではないか。
20 → 公正取引委員会においては、「報酬の額」の考え方の明確化を通して、例えば、諸経費が「報
21 酬の額」に含まれるのかどうかを明記しておくことが望ましいといったように、諸経費に係る
22 考え方を明らかにすることとしてはどうか。

24 6 違約金・罰金

25 ○ 業界団体等からのヒアリング：明示事項が細かく規定されると、発注者に有利な契約条件が
26 増えかねない（受注者の立場）。

27 ○ 本検討会での意見：

- 28 ・ 報酬から控除される可能性があり明示が必要。
- 29 ・ 不当な違約金等が定められないようガイドライン等で考え方を示すべき。

30 ○ 論点

31 → 本法は、業務委託事業者、すなわち発注者の立場にもなり得るフリーランスにも明示事項の
32 明示を新たに義務付けるものであり、そのようなフリーランスに対して発注時に過大な負担
33 をかけることになりかねないことから、明示事項として義務付けることが必要とまでは考え
34 られないのではないか。

35 → 公正取引委員会においては、不当な違約金の額を差し引いた報酬の額を支払う場合には減
36 額として問題となるなど、本法第5条に定める遵守事項に関する考え方を明らかにすること
37 としてはどうか。

1 **7 デジタル払い（報酬の資金移動業者の口座への支払）**

2 ○ 業界団体等からのヒアリング：デジタル払いが認められる旨を明記すべき。

3 ○ 論点

4 → デジタル払いは一定の要件の下で賃金の支払にも認められるなど、今後の利用拡大が想定
5 されることから、業務委託事業者が支払方法としてデジタル払いを用いる場合に必要となる
6 事項を明示事項とすることが考えられるのではないか。

7
8 **8 その他の項目（業務委託に係る契約の終了事由・途中解除の際の費用、業務委託事業者の住所、
9 やり直しが生じ得る場合の条件・範囲等）**

10 ○ 業界団体等からのヒアリング：明示事項とすることでかえって発注者側に有利な内容の契約
11 書のひな形が使用される可能性が想定され、必ずしも受注者（フリーランス）側にとって有利に
12 働くとはいえない。

13 ○ 論点

14 → ①令和5年度実態調査ではその他の項目について、業務遂行上明示することが望ましいと
15 の回答は必ずしも多くなかったこと、②発注者側に追加的な負担を課すこととなり、フリーラ
16 ンスに対する発注控えが生じる懸念があること、③本法第3条は発注者側がフリーランスで
17 ある場合も広く規制対象としており、過度な負担を課すのは適切ではないこと等から、明示事
18 項とすることが必要とまでは考えられないのではないか。

19 → 途中解除の際の費用や、やり直しが生じ得る場合の条件・範囲に関して、公正取引委員会に
20 おいては、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、発注者がフリーランスに対して、
21 費用を負担せずに発注を取り消し、又はやり直しをさせる場合 には、不当な給付内容の変更
22 及び不当なやり直しとして問題となるなど、本法第5条に定める遵守事項に関する考え方を
23 明らかにすることとしてはどうか。

24
25 **第3 本法第5条第1項柱書による委任事項（本法第5条の規定の対象となる業務委託の期間）**

26 **1 業務委託の期間の長さ**

27 ○ 業界団体等からのヒアリング：

28 ・ 具体的な期間としてどの程度が適切かという意見は少なかった。

29 ・ 他の主な意見としては以下のとおり。

30 ① 多くの取引が禁止事項の規制対象となるよう当該期間は短く設定すべき、短く設定する
31 ことで対象となるフリーランス取引が多くなる結果、フリーランスへの発注控えにつなが
32 らないように留意すべき（主に受注者側の立場）。

33 ② 取引先が特定受託事業者か否か、禁止事項の対象か否かによって取引先への対応は変え
34 ない（主に発注者側の立場）。

35 ○ 令和5年度実態調査：フリーランスの業務における「発注・依頼を受けた日」（契約締結日）
36 から「納入日・サービスの提供日」（契約終了日）までの平均的な期間（選択肢：1か月未満、
37 1か月程度、3か月程度、6か月程度、1年程度、1年以上）として得られた回答の中央値は「1
38 か月程度」。これらの平均的な期間と納得できない行為を受けた経験の有無のクロス集計をみる

1 と、「1か月未満」、「1か月程度」及び「3か月程度」で、「納得できない行為を受けた経験」が
2 「ある」と回答した割合に大きな違いはなかった。

3 ○ 本検討会での意見

- 4 ・ 前記の実態調査結果を踏まえれば、本法の未然防止効果を広く効かせるためには、本法第5
5 条の規定の対象となる業務委託の期間は1か月とすることが妥当。
- 6 ・ 同様の規定内容を有する下請法には期間に関する規定がないことを踏まえれば本法におい
7 て業務委託の期間を長く設定する必要はない。
- 8 ・ 個人であるフリーランスにとって報酬は生活の原資であり1か月の業務委託であっても減
9 額等が行われる影響は大きいため、業務委託の期間は1か月とすべき。
- 10 ・ 本法第5条の減額や買いたたき等を禁止する規律は、特定業務委託事業者が当然に遵守す
11 べきものであって、期間を長く設定し対象を限定する積極的な理由はない。
- 12 ・ 発注者となる小規模事業者に混乱が生じる恐れがあるため、まずはより長期の期間を設定
13 し、運用を踏まえつつ1か月に短縮するというソフトランディングを目指すべき。

14 ○ 論点

- 15 → 本法第5条の規定の対象となる業務委託の期間（特定業務委託事業者が業務委託をした日
16 を「始期」、特定業務委託事業者が業務委託に係る給付を最後に受領することとなる日を「終
17 期」とする期間）は「1か月」とする方向とすることが適当ではないか。
- 18 → 公正取引委員会においては、発注者側に混乱が生じることがないように、周知・広報を徹底的
19 に行うこととしてはどうか。

20
21 **2 契約の更新により当該期間以上継続して行うこととなる場合**

22 **(1) 契約の更新に伴う「空白期間」**

23 ○ 本検討会での意見：

- 24 ・ 断続的な発注を行うことによる本法の脱法行為を防ぐべく空白期間は一定程度認めるべ
25 き。
- 26 ・ 空白期間は固定した日数とするなど、発注者側及び受注者側の双方にとって分かりやすい
27 ものとすべき。

28 ○ 論点

- 29 → 本法第3章（特定受託業務従事者の就業環境の整備）にも同様に契約の更新に関する規定
30 があることから、公正取引委員会においては、厚生労働省等と十分に調整を行った上で、一
31 定の空白期間が存在する場合であっても契約の更新とすること及び当該空白期間は固定し
32 た日数とするなど分かりやすいものとする事としてはどうか。

33
34 **(2) 「契約の同一性」**

35 ○ 本検討会での意見：

- 36 ・ 債務の同一性の考え方を参考にして、給付内容の同一性に関する判断基準（成果物の用途、
37 役務の目的等）を設け、前後の業務委託に係る給付内容がその判断基準に合致する場合に
38 「当該業務委託に係る契約の更新」と認めることとすべき。

- 1 ・ 給付内容の同一性の判断は困難であり、混乱を防ぐ観点からは、同じ委託事業者からの業
2 務委託であれば原則として「当該業務委託に係る契約の更新」と認めるべき。
- 3 ・ 本法第5条第1項の「当該業務委託に係る契約の更新」との規定ぶりを踏まえれば、同じ
4 委託事業者からの業務委託であれば原則として「当該業務委託に係る契約の更新」と認める
5 というのは法解釈上不自然であり、給付内容の同一性に関する判断基準を基に判断するこ
6 とが妥当。
- 7 ・ 本法には第5条第1項のほか第13条第1項にも同様の規定があるため、両者の解釈は整
8 合的なものとすべき。

9 ○ 論点

- 10 → 上記(1)と同様、公正取引委員会においては、厚生労働省等と十分に調整を行った上で、契
11 約の同一性に関する判断基準を明確化することとしてはどうか。

12
13 **3 基本契約が締結されている場合**

- 14 ○ 業界団体等からのヒアリング：基本契約を締結しているものの長期間個別の業務委託を行っ
15 ていない場合には基本契約の期間を業務委託の期間として算定しないようにすべき。
- 16 ○ 本検討会での意見：前記意見に対し、基本契約を締結した時点からその業務委託を行ったも
17 のと捉えた場合に何か問題になることがあるかとの質問があり、業界団体からは実態面では特
18 に問題はない旨回答。

19 ○ 論点

- 20 → 基本契約がある場合については、当該基本契約が締結された日及び当該基本契約が終了す
21 る日をそれぞれ前記の業務委託の期間の「始期」及び「終期」とすることが適当ではないか。

22
23 **4 業務委託に係る個別契約又は基本契約の「終期」に期間の定めがない場合**

24 ○ 論点

- 25 → 当該業務委託は前記の業務委託の期間以上の期間行うものとするのが適当ではないか。

26
27 **5 周知・広報**

- 28 ○ 本検討会での意見：発注者となる中規模・小規模事業者には専門的な人材がいいため、分か
29 りやすい形での周知・広報が必要、本法の周知が十分になされているとは言えず、この期間が短
30 い期間となることによって多くの取引が本法第5条の規定の適用対象となることへの懸念。

31 ○ 論点

- 32 → 発注者側に対して周知・広報を行うことが極めて重要であり、公正取引委員会においては、
33 関係省庁と十分に連携し、本法の周知広報を徹底的に行うことが必要ではないか。

34
35 **第4 その他の委任事項**

36 **1 本法第2条第4項第4号（法定されているもの以外の情報成果物）**

37 ○ 論点

- 38 → 該当するものが想定されないことから、規定しないことが考えられるのではないか。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

2 本法第3条第1項かつこ書（電磁的方法）

- 業界団体等からのヒアリング：
 - ・ メールにより発注するという慣行は広く普及しており、メールでの明示を認めることについて反対しない（発注者側・受注者側）
 - ・ SNSにより発注するという慣行も広く普及しており、SNSでの明示を認めることについて賛成（発注者側・受注者側）。
 - ・ 送信データ（メッセージや添付ファイル）を事後的に削除できる媒体を認めることを懸念。
- 本検討会での意見：発注者・受注者双方の負担を軽減する観点からSNS等を認めるべき。
- 論点
 - フリーランスに係る取引においては、メール（クラウドメールサービス含む。）のほか、オンラインストレージサービス、SNS等多様な媒体が取引上のやり取りを行う際に使用されている実態があることから、SNSも含めて電磁的方法を広く認めることが適切ではないか。
 - 公正取引委員会においては、送信データを事後的に削除できる媒体を使用する際の留意点（明示事項が示された際のメッセージのスクリーンショット機能を用いた保存等を受注者側で行うことの推奨等）を明らかにすることとしてはどうか。

3 本法第3条第1項（書面又は電磁的方法により明示する場合の方法）

- 論点
 - 特定受託事業者の給付の内容その他の事項を書面により明示する場合の方法については、書面の交付とすることとしてはどうか。
 - 当該事項を電磁的方法により明示する場合の方法については、電磁的方法による提供とすることとしてはどうか。

4 本法第3条第2項本文（書面交付請求があった場合の交付方法）

- 論点
 - 本法第3条第1項（書面又は電磁的方法により明示する場合の方法）（前記3）における、特定受託事業者の給付の内容その他の事項を書面により明示する場合の方法に準じることとしてはどうか。

5 本法第3条第2項ただし書（特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合）

- 業界団体等からのヒアリング：インターネット上で業務委託を受けることが前提となっている業務の場合（インターネット上で業務委託に係る手続が完結する場合）を含むべき（発注者側）。
- 論点
 - ①特定受託事業者が自らの意思で電磁的方法による明示を希望し、それに業務委託事業者が応じたにもかかわらず、その後、当該特定受託事業者が合理的な理由なく改めて書面の交付も求める場合及び②特定受託事業者の求めに応じて既に業務委託事業者が書面の交付を行っ

1 た場合（複数回の書面交付請求があった場合）としてはどうか。

2 → フリーランスに係る取引においては、前記2のとおり多様な媒体が取引上のやり取りを行
3 う際に使用されている実態があることを踏まえれば、書面を交付することなく電磁的方法に
4 より業務委託に係る手続が完結する場合も特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない
5 場合を含むこととしてはどうか。

6 本法第4条第3項（再委託の場合の例外的な支払期日を適用するための明示事項）

○ 業界団体等からのヒアリング：

- 9 ・ 本項についての具体的な意見はほとんどみられなかった。
- 10 ・ 他の主な意見としては以下のとおり。

11 ① 再委託の場合の明示事項は法律で例示されている事項のみでよい

12 ② 元委託者との間で契約書が交わされていないことも多いという実態にも配慮すべき。

○ 論点

14 → 本法第4条第3項の規定の趣旨は、資金力に乏しい特定業務委託事業者（小規模な事業者や
15 従業員を使用する個人事業者）が、自身が発注元から支払を受けていないにもかかわらず、再
16 委託先の特定受託事業者に対して報酬を支払わなければならないこととなれば、事業経営上
17 大きな負担を生ずることになることを踏まえたものである。

18 → 再委託の場合の明示事項を追加すれば、これらの事業者に追加的な負担を課すこととなり、
19 フリーランスに対する発注控えが生じる懸念があることから、再委託の場合の明示事項につ
20 いては、本法第4条第3項に規定されている「再委託である旨」、「元委託者の氏名又は名称」
21 及び「元委託業務の対価の支払期日」のみを規定することで足りるのではないか。

7 本法第10条において準用する独占禁止法第70条の6（送達に関する規定）

○ 論点

25 → 送達に関する規定については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第70条の
26 6に関連する公正取引委員会規則と同様の内容とすることとしてはどうか。

第5 おわりに （略）